

第 147 回 科学技術部会	資料4
令和 8 年 3 月 17 日	

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 に基づく令和 7 年度履行状況調査の結果について

1. 趣旨

- 厚生労働科学研究費補助金の管理・監査等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日付科発 0331 第 3 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「ガイドライン」という。）において、研究機関及び配分機関が講ずべき事項を定め、その遵守を求めている。
- ガイドライン第 7 節においては、研究機関の管理状況を把握するため、厚生労働省が履行状況調査（書面、面接等）を実施することとしている。調査の結果、管理状況に不備が認められた場合、改善事項及び履行期限を示した管理条件を付与し、その履行状況に応じ、段階的な措置（配分機関による間接経費措置額の削減や競争的研究費の配分停止等）を講じる仕組みとしている。
- 第 146 回科学技術部会（令和 7 年 12 月 11 日）において、令和 7 年度履行状況調査の実施方針等についてご確認いただいたところであり、今般、同調査結果について報告を行うとともに、管理状況に不備が認められた研究機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講じることとした。

2. 調査対象

本調査においては、令和 6 年度厚生労働科学研究費補助金の配分を受けた研究機関のうち、以下の 7 機関を対象として実施した（別紙 1 参照）。

1. チェックリストにおいて、「全ての機関が実施する必要がある事項」に未実施項目が 1 項目以上確認された機関（3 機関）
2. 厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人（調査対象全 10 機関のうち、4 機関を抽出）

3. 調査内容

- ガイドラインに基づき、調査対象とした 7 機関に書面調査を実施した。また、うち 2. 2. に掲げた 4 機関に対しては、面接調査により管理状況の詳細を確認した。

○調査事項（例）※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を

実施しているか

- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

4. 調査経過

令和7年12月11日：

科学技術部会において、調査実施方針を審議。

令和7年12月～令和8年1月：

調査対象機関に対し、書面調査を実施。

令和8年2月～3月：

書面回答内容を確認し、一部機関に対して面接調査を実施。

令和8年3月17日：

科学技術部会において、調査結果及び対応方針を報告。

5. 調査結果及び今後の対応

○ガイドラインが要請する管理体制が未整備であると認められた機関

書面調査の結果、3機関^{※1}において、ガイドラインの要請事項に未履行（必要な規程の未整備等）が認められた。これらの機関に対しては、体制整備に係る管理条件を付与し、次年度において引続き改善状況を確認していくこととする。

※1 TXP Medical 株式会社

一般社団法人医療データ活用基盤整備機構

宮城県立こども病院

○管理体制は整えられていたが、運用面での不備が認められた機関

書面調査の結果、4機関^{※2}においては、必要な規程等の整備が行われている等、体制面では概ね整備されていることが確認された。他方、これらの機関については、面接調査において、実際の運用面での改善が望まれる事項が認められた（主な指摘事項については、別紙2を参照）。このため、これらの機関に対しては、運用面での改善に係る管理条件を付与し、次年度において改善状況を確認していくこととする。

※2 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人国立成育医療研究センター

令和7年度履行状況調査対象機関一覧

No.	機関名
○チェックリストの「全ての機関が実施する必要がある事項」が1項目以上未実施である機関	
1	TXP Medical 株式会社
2	一般社団法人医療データ活用基盤整備機構
3	宮城県立こども病院
○厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人	
4	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
5	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
6	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
7	国立研究開発法人国立成育医療研究センター

運用面の改善に係る厚生労働省からの主な指摘事項

○不正防止計画への必要事項の追記

不正防止推進部署が行う具体的な業務・所掌、内部監査の方法、コンプライアンス教育・啓発の年間計画及び実施内容等、不正防止に係る事項について、不正防止計画に記載されていなかった。不正防止計画には、機関全体における事項を統括的かつ具体的に記載すること。

ガイドライン関係項

第3節2「不正防止計画の策定・実施・見直し」、第3節1「防止計画推進部署の設置」、第6節「モニタリングの在り方」、第2節1「コンプライアンス教育・啓発活動」

○関係規程の定期的な見直し

複数の不正防止規程について、最終改正から10年以上経過していることが確認された。実際の事務手続（発注、検収、旅費・謝金等）や、組織体制（部署名、所掌等）が随時見直されている一方で、規程が旧態のままである場合、運用と規程との乖離が生じ、規程としての実効性が確保されないおそれがある。このため、関係規定については、内容の適否を定期的に点検し、必要に応じて改正を行うこと。

ガイドライン関係項

第6節「モニタリングの在り方」、第3節2「不正防止計画の策定・実施・見直し」

○内部監査で認められた事項の改善方法

内部監査で認められた要改善点について、人員配置や業務量等の制約を理由として、十分な改善が講じられていない事例が確認された。人員面等で制約があったとしても、その中でできる改善を行うこと。人員面等で制約がある状況であっても、対応可能な範囲で段階的に改善措置を講じるなど、実効性の確保に向けた取組を行うこと。あわせて、指摘事項の内容に応じ、改善の優先順位付け、代替措置の実施、内部監査部門との協議による改善計画の具体化など、体制の実態に応じた対応を図ることが望ましい。

ガイドライン関係項

第6節「モニタリングの在り方」、第3節2「不正防止計画の策定・実施・見直し」

○誓約書の記載事項

職員から提出を求める誓約書様式において、研究不正の禁止、利益相反の適切な申告等、不正疑い発生時の調査協力義務等の不正防止に関する必須項目が記載されていないことが確認された。誓約書は、平時の遵守意識の醸成に

加え、事案発生時の協力義務・処分根拠の確認にも資するものであることから、当該項目を追加の上、内部規程に基づく提出・更新を徹底すること。

ガイドライン関係項

第6節「モニタリングの在り方」、第3節2「不正防止計画の策定・実施・見直し」

○コンプライアンス教育の理解度テストについて

関係用語の定義確認など、一般論に偏った出題が、毎年度継続していることが認められた。現場における研究費不正の未然防止に資する判断力の評価が不十分であると考えられることから、実務場面で判断に迷いやすい事例を用いた設問（ケーススタディ等）の導入を検討すること。あわせて、職種・権限（研究者、事務職員、管理職、非常勤等）に応じた出題の層別化及び理解度の把握結果を次年度教育計画へ反映する仕組みを整備すること。

ガイドライン関係項目

第2節1「コンプライアンス教育・啓発活動」、第1節1「実施上の留意事項」

○「例外運用」を統制する規程の強化

デジタルコンテンツの制作等の特殊役務や研究者発注など、通常の事務手続から例外的な運用となる事案において、発注・検収時の確認が不足している事例が認められた。ガイドラインは、例外処理は極力認めないこと、やむを得ず認める場合であっても手順・記録を明確化することを求めている。このため、「例外運用」を継続して認める場合には、管理のための具体的な手法を規定すること。

ガイドライン関係項目

第2節2「ルールの明確化・統一化」、第4節「研究費の適正な運営・管理活動」

○リスクアプローチ監査の適切化

内部監査における抽出基準が「高額な研究費」等の一般的基準にとどまり、機関の実態に即したリスクアプローチが十分に行われていない事例が認められた。内部監査結果やコンプライアンス教育の理解度、制度・規程改正等を踏まえたリスク分析を行い、当該分析に基づき、機関特有のリスク領域（例：特殊役務の検収、年度末集中執行等）を対象とするリスクアプローチ監査を実施すること。

ガイドライン関係項目

第6節「モニタリングの在り方」、第3節2「不正防止計画の策定・実施・見直し」、第2節1「コンプライアンス教育・啓発活動」

参考 本調査において確認された各機関における不正防止に関する取組事例

○業務委託に係る成果物・証跡の確認の徹底

業務を外部に依頼する際、成果物又は実施の証跡（講演会のプログラム案内等）の提出を求め、業務の実在性、実施時期、金額等の妥当性を確認している。

○謝金支払に係る手続運用の適正管理

謝金の支払いに当たっては、事前申請・事前承認を必須とし、緊急・例外的な支払の場合であっても事後承認の理由書提出を徹底している。

○カラ謝金防止のための多層的なチェック体制

研究費執行に係る説明会において、禁止事項として周知徹底し、招へい者からの事前申請を人事課給与係で確認している。また、用務完了後には招へい者及び本人が承認した出勤表・実施報告書により確認している。

○内部監査結果の是正及び組織内周知の徹底

内部監査担当者は、報告書に取りまとめた監査結果を理事長に提出し、改善が必要な事項があった場合は、文書、口頭、メール等により周知し、各部門に横断して改善すべき事項については、関係部門で共有して対応している。